

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正	平成6年3月本部訓令第5号 平成6年9月本部訓令第28号 平成8年3月本部訓令第5号 平成9年4月本部訓令第19号 平成12年3月本部訓令第15号 平成14年3月本部訓令第4号 平成15年3月本部訓令第8号 平成16年4月本部訓令第10号 平成18年4月本部訓令第10号 平成19年4月本部訓令第7号 平成20年4月本部訓令第20号 平成21年3月本部訓令第6号 平成22年3月本部訓令第14号 平成25年3月本部訓令第4号 平成25年10月本部訓令第16号 平成27年3月本部訓令第9号 平成28年1月本部訓令第2号 平成28年8月本部訓令第34号 平成29年3月本部訓令第9号 平成31年2月本部訓令第3号	平成6年6月本部訓令第20号 平成7年3月本部訓令第5号 平成8年4月本部訓令第6号 平成10年10月本部訓令第29号 平成13年3月本部訓令第9号 平成14年4月本部訓令第21号 平成16年4月本部訓令第9号 平成17年4月本部訓令第12号 平成19年4月本部訓令第6号 平成20年2月本部訓令第3号 平成21年1月本部訓令第1号 平成21年10月本部訓令第27号 平成23年3月本部訓令第9号 平成25年8月本部訓令第10号 平成26年3月本部訓令第5号 平成27年7月本部訓令第17号 平成28年3月本部訓令第14号 平成28年9月本部訓令第35号 平成30年3月本部訓令第4号 平成31年2月本部訓令第4号 警察本部 警察学校 各警察署
----	--	--

広島県警察の通送に関する訓令を次のように定める。

広島県警察の通送に関する訓令

広島県警察の通送に関する訓令（昭和38年広島県警察本部訓令第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、広島県警察本部（以下「本部」という。）及び警察署の相互間における文書、物品等の通送について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通送 本部を基点として、本部及び警察署相互間において行う文書、物品等の送達をいう。
- (2) 委託業者 警察本部長が通送に付された文書、物品等の搬送を委託した事業者をいう。
- (3) 特定部署 委託業者が通送に付された文書、物品等の集配を行う次の部署をいう。
 - ア 総務部総務課（以下「総務課」という。）
 - イ 交通部運転免許課（ウを除く。）
 - ウ 交通部運転免許課東部運転免許センター
 - エ 交通部高速道路交通警察隊
 - オ 警察学校
 - カ 警察署（広島中央警察署を除く。）

追加〔平成22年本部訓令第14号〕、一部改正〔平成25年本部訓令第4号・28年14号・31年3号〕

（通送できる物品）

第3条 通送に付することのできる文書、物品等は、警察業務に係る文書、物品等で本部及び警察署相互間に送達する必要のあるもののうち、本部の課、室、隊、所若しくは警察学校（以下「本部各

課」という。)の長(以下「本部各課長」という。)又は警察署長が逡送の方法により送達することを適当と認めたものとする。

2 逡送に付することのできる文書、物品等は、取扱いの違いにより重要物品及び普通物品に区分し、その内容は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 重要物品 秘密文書(広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令(平成14年広島県警察本部訓令第4号)第63条に定めるところにより秘密文書の指定を受けた文書等をいう。)、証拠品、拾得金品、現金、金券その他これらに準ずるもの

(2) 普通物品 重要物品以外のもの

一部改正〔平成22年本部訓令14号・31年3号〕

(逡送事務取扱責任者及び逡送事務取扱補助者)

第4条 本部各課及び警察署に逡送事務取扱責任者及び逡送事務取扱補助者を置く。

2 逡送事務取扱責任者には、本部各課にあつては次席、副隊長又は副校長をもって充て、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

3 逡送事務取扱責任者は、逡送により授受される物品(以下「逡送物品」という。)の提出、保管その他逡送事務取扱いについて、その責に任ずる。

4 逡送事務取扱補助者は、本部各課長又は警察署長が、当該所属の職員のうちから適任者を指名する。

5 逡送事務取扱補助者は、逡送事務取扱責任者を補佐する。

(逡送の実施形態)

第5条 逡送の実施日、経路その他実施形態は、別に定める。

全部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(逡送の休止)

第6条 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、自然災害の発生等により逡送をすることが適当でないと認めるときは、逡送を休止することができるものとする。

全部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(逡送物品の包装及び表示)

第7条 逡送物品には、次に掲げるところにより、包装(封筒への収納を含む。以下同じ。)及び表示を行うものとする。

(1) 包装 宛先別に行い、その内容が露出し、又は損傷することのないようにすること。

(2) 表示 発元及び宛先(本部については係まで、警察署については課又は係まで)を明記すること。

2 重要物品の包装には、前項の表示に加え、別記様式第1号の表示を行うものとする。

一部改正〔平成31年本部訓令3号〕

(逡送物品の提出等)

第8条 逡送物品を逡送に付そうとする場合は、当該逡送物品を逡送事務取扱責任者又は逡送事務取扱補助者(以下「逡送事務取扱責任者等」という。)に提出するものとする。

2 特定部署以外の部署の逡送事務取扱責任者等は、別に定める部署の逡送事務取扱責任者等に自所属の逡送物品の提出及び受領を依頼することができる。

3 第1項の逡送物品が重要物品であるときは、別記様式第2号による重要物品送達依頼簿を併せて提出するものとする。

4 重要物品の提出を受けた特定部署の逡送事務取扱責任者等は、総務課にあつては別記様式第3号による重要物品送達(受領)票(以下「3号送達票」という。)を、その他の特定部署にあつては別記様式第4号による重要物品送達(受領)票(以下「4号送達票」という。)を作成し、重要物品とともに送付するものとする。

全部改正〔平成22年本部訓令14号〕、一部改正〔平成25年本部訓令4号・16号・26年5号・27年9号・28年14号・35号・29年9号・30年4号・31年3号〕

(特定部署の任務)

第9条 特定部署の逡送事務取扱責任者等は、逡送物品を委託業者に引き渡す際には、紛失及び盗難防止の措置を確実に施さなければならない。

2 特定部署の逡送事務取扱責任者等は、別に定める送達及び受領手順に従って確実に逡送物品を授

受しなければならない。

- 3 特定部署の逋送事務取扱責任者等は、重要物品を受領したときは、送付された3号送達票又は4号送達票と照合して重要物品の確認を行わなければならない。
- 4 特定部署の逋送事務取扱責任者等は重要物品を確認した後、前項の送達票を使用して送達先へ交付するものとする。

全部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(逋送に関する事故発生時の措置)

第10条 逋送物品の損傷、盗難、紛失等逋送に関する事故が発生した場合は、直ちに総務課長に報告し、指示を受けなければならない。

全部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(協力義務等)

第11条 本部各課長及び各警察署長は、逋送業務の円滑な遂行について積極的に協力するものとする。

- 2 本部各課長及び各警察署長は、次の各号のいずれかに該当する逋送物品を逋送に付するときは、あらかじめ総務課長と協議しなければならない。

- (1) 多量なものであるとき。
- (2) 長大又は重量のあるものであるとき。
- (3) 多額の現金(有価証券等を含む。)であるとき。
- (4) 精密機器、危険物その他特殊なものであるとき。

一部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(本部各課及び各警察署の略号)

第12条 本部各課及び各警察署がこの逋送業務に用いる略号は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成22年本部訓令14号〕

(雑則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関して必要な事項は、総務課長が定める。

一部改正〔平成22年本部訓令14号〕

附 則

- 1 この訓令は、平成5年4月20日から施行する。
- 2 広島県警察における文書取扱いに関する訓令(昭和46年広島県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成6年3月28日本部訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月30日本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成7年3月10日本部訓令第5号)

この訓令は、平成7年3月11日から施行する。

附 則(平成8年3月14日本部訓令第5号)

この訓令は、平成8年3月21日から施行する。

附 則(平成8年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日本部訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月1日本部訓令第29号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日本部訓令第15号)

この訓令は、平成12年3月27日から施行する。

附 則(平成13年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 1 日本部訓令第 4 号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成14年 4 月 1 日本部訓令第21号）
この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月20日本部訓令第 8 号）
この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日本部訓令第 9 号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日本部訓令第10号）
この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 4 月 1 日本部訓令第12号）
この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 4 月 1 日本部訓令第10号）
この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）
この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月20日本部訓令第 3 号）
この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日本部訓令第20号）
この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 1 月30日本部訓令第 1 号）
この訓令は、平成21年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日本部訓令第 6 号）
この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月26日本部訓令第27号）
この訓令は、平成21年11月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日本部訓令第14号）
この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月28日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日本部訓令第 4 号）
この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 8 月 5 日本部訓令第10号）
この訓令は、平成25年 9 月 2 日から施行する。

附 則（平成25年10月11日本部訓令第16号）
この訓令は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日本部訓令第 5 号）
この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日本部訓令第 9 号）
この訓令は、平成27年 3 月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成27年 7 月27日本部訓令第17号）
この訓令は、平成27年 7 月29日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日本部訓令第 2 号）
この訓令は、平成28年 2 月29日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日本部訓令第14号）
この訓令は、平成28年 4 月15日から施行する。

附 則（平成28年 8 月25日本部訓令第34号）

この訓令は、平成28年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月13日本部訓令第35号）

この訓令は、平成28年 9 月13日から施行する。

附 則（平成29年 3 月27日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 8 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月 6 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月28日本部訓令第 4 号）

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年 4 月 1 日

別表（第12条関係）

本部各課及び各警察署の略号

1 本部各課

部名	課名等	略号
総務部	総務課 広報課 会計課 施設課 装備課 情報管理課	総務 報 会 施設 装 情管
警務部	警務課 人材育成課 警察安全相談課 厚生課 監察官室 留置管理課	警務 人育 警相 厚 監 留管
生活安全部	生活安全総務課 人身安全対策課 少年対策課 生活環境課 サイバー犯罪対策課	生総 人安 少対 生環 サ対
地域部	地域課 通信指令課 自動車警ら隊 鉄道警察隊	地域 指 自 鉄警
刑事部	刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策課 捜査第四課 薬物銃器対策課 鑑識課 機動捜査隊	刑総 捜一 捜二 捜三 組対 捜四 薬銃 鑑 機捜

	科学捜査研究所	研
交通部	交通企画課 交通規制課 交通指導課 運転免許課 運転免許課 東部運転免許センター 交通機動隊 高速道路交通警察隊	交企 交規 交指 運免 東免 交機 高速
警備部	公安課 警備課 危機管理課 外事課 機動隊	公 備 危 外事 機
広島市警察部庶務課		庶
警察学校		校

2 各警察署

警察署名	略号
広島中央警察署	中央
広島東警察署	東
広島西警察署	西
広島南警察署	南
安佐南警察署	安南
安佐北警察署	安北
佐伯警察署	佐
海田警察署	海
廿日市警察署	廿
大竹警察署	大
山県警察署	山
呉警察署	呉
広島警察署	広
江田島警察署	江
東広島警察署	東広
竹原警察署	竹
福山東警察署	福東
福山西警察署	福西
福山北警察署	福北
尾道警察署	尾
三原警察署	三原
府中警察署	府
三次警察署	三次
庄原警察署	庄
安芸高田警察署	安高
世羅警察署	世

一部改正〔平成19年本部訓令6号・7号・20年3号・21年6号・27号・22年14号・23年9号・25年4号・10号・27年17号・28年14号・34号・30年4号・31年4号〕

(別記)

様式第1号

(第7条関係)

様式第 2 号

(第 8 条関係)

一部改正〔平成22年本部訓令14号・28年 2 号〕

様式第 3 号

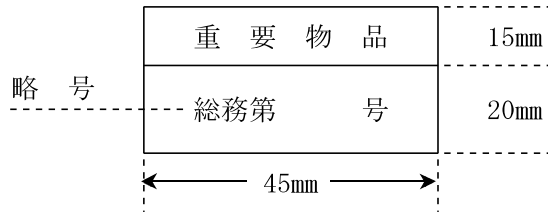
(第 8 条、第 9 条関係)

全部改正〔平成30年本部訓令 4 号〕、一部改正〔平成31年本部訓令 4 号〕

様式第 4 号

(第 8 条、第 9 条関係)

全部改正〔平成30年本部訓令 4 号〕、一部改正〔平成31年本部訓令 4 号〕



注 表示は赤色とする。

重要物品送達 (受領) 票

年 月 日 (曜日)

総務部総務課長様

所属長名

宛	先	重要物品番号	備考	宛	先	重要物品番号	備考
総務部	総務			警備部	公安		
	広報				警備		
	会計				危機		
	施設				外事		
警務部	装備			警察	機動		
	情管				察学		
	警務				広島中央		
	人育				広島東		
	警相				広島西		
生活安全部	厚生			警察署	広島南		
	監察				安佐南		
	留管				安佐北		
	生総				佐伯		
地域部	人安			警察署	海田		
	少対				廿日市		
	生環				大竹		
	サ対				山県		
刑事部	地域			警察署	呉		
	通指				江田島		
	自鉄				東広島		
	刑総				竹原		
	捜一				福山東		
	捜二				福山西		
	捜三				福山北		
	組対				尾道		
	捜四				三原		
	薬銃				府中		
交通部	鑑識			警察署	三次		
	機捜				庄原		
	科研				安芸高田		
	交企				世羅		
交通部	交規			合計			
	交指						
	運免				依頼者		
	東免				受理者		
交通部	交機						
	高速						

注 備考欄は、最終受領者の受領の確認（押印）に活用すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

重要物品送達 (受領) 票

年 月 日 (曜日)

様

総務部総務課長

差し出し	重要物品番号	備考	差し出し	重要物品番号	備考
総務部	総務報		警備部	公安備	
	広計設			外機動	
	会施設			機動	
	装備管			警察学校	
警務部	警務		警察署	広島中央	
	人育			広島東	
	警相			広島西	
	厚生			広島南	
生活安全部	監察			安佐南	
	留管			安佐北	
	生総			佐伯	
	人安			海田	
地域部	少対			廿日市	
	生環			大竹	
	サ対			山県	
	地城			呉	
刑事部	地通指			江田島	
	地通指			東広島	
	地通指			竹原	
	地通指			福山東	
	地通指		福山西		
	地通指		福山北		
	地通指		尾道		
	地通指		三原		
	地通指		府中		
	地通指		三原		
交通部	交企規		庄原		
	交企規		安芸高田		
	交企規		世羅		
	交企規		合計		
交通部	交運免		依頼者		
	交運免		受理者		
	交運免				
	交運免				

注 備考欄は、最終受領者の受領の確認 (押印) に活用すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。